

令和2年10月12日  
(一社)日本電設工業協会  
事務局

**会員各位**

令和2年10月12日、国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 よりメールにて  
下記の周知依頼を受けました。

記

**建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」におけるパンフレットの更新について**

(周知依頼文より抜粋)

各位

国土交通省では、主に国土交通大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けるため、建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」を設置しております。

この度、当窓口のパンフレットを更新いたしましたので、別添のとおり事務連絡を发出させていただきます。

**【更新点】**

建設業法第19条の5（著しく短い工期の禁止）に関する記載を追加

皆様におかれましては、貴団体傘下の建設企業に対し、周知のほど、よろしく願いいたします。

何卒宜しく申し上げます。

=====

国土交通省 不動産・建設経済局  
建設業課 建設業適正取引推進指導室



—建設業法違反通報窓口—

# 駆け込みホットライン



全国  
共通

**TEL .  0570-018-240**

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。  
受付時間 / 10:00~12:00 13:30~17:00  
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

**FAX.  0570-018-241**

**E-mail.  [hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp)**

**国土交通省**  
建設業法令遵守推進本部

# 「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反事例

＜主に国土交通大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けます＞

建設廃棄物の処理費用を一方的に差し引かれた。

120日を超える割引困難な長期手形で下請代金が支払われた。

見積書に記載した法定福利費を一方的に削除された。

口頭契約となっている。

著しく短い工期で契約を締結させられた。

追加工事が発生したが変更契約をしてくれない。

責任が曖昧なままやり直し工事を指示され費用を一方的に負担させられた。

一括下請負が行われている。

工期の短縮により生じた増加費用を一方的に負担させられた。

営業所や工事現場に必要な技術者が設置されていない。

※ 建設業法違反となる取引上の行為や注意点はこちら

建設業法令遵守ガイドライン

検索

駆け込みホットラインに電話をすると、最寄りの地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。

通報者に不利益が生じないように情報を取り扱います。

法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入検査等を実施します。

※通報するにあたっては、下記の項目をできる限り明らかにしていただくことが望めます。

1. 通報される方の情報  
(匿名による通報も可能です)

氏名			
住所			
電話番号		E-mail	

2. 違反の疑いがある行為者の情報

会社名			
代表者名			
所在地			
建設業許可番号			
電話番号			
その他			

3. 違反の疑いがある行為(具体的事実)

(ア)だれが	
(イ)いつ	
(ウ)どこで	
(エ)だれに対して	
(エ)いかなる方法で	
(オ)何をしたか	
その他	